

横浜国立大学剣友会規約

第 1 章	総則	3
第 1 条	規約	3
第 2 条	会員	3
第 2 章	目的	3
第 3 条	目的	3
第 4 条	行事	3
第 3 章	組織・構成	4
第 5 条	組織および構成	4
第 4 章	役員	5
第 6 条	役員	5
第 7 条	役員 の 任 務	5
第 8 条	任 期	5
第 5 章	運営	6
第 9 条	総 会	6
第 10 条	幹 事 会	6
第 11 条	幹 事 会 事 務 局	7
第 6 章	入会および退会	8
第 12 条	手 続 き	8
第 7 章	会計	8
第 13 条	会 計 年 度	8
第 14 条	決 算 お よ び 会 計 予 算	8
第 15 条	会 費	9
第 16 条	運 営 費	9
第 8 章	慶弔	9
第 17 条	慶 弔	9
第 9 章	表彰	9
第 18 条	表 彰	9
第 10 章	規約の施行	9
第 19 条	施 行 開 始 日	9
第 11 章	本会の所在地	9
第 20 条	所 在 地	9
付 則		10
1 . 第 6 条	役 員	10
2 . 第 15 条	会 費	10
3 . 第 16 条	運 営 費	10
4 . 第 17 条	慶 弔	10
5 . 第 18 条	表 彰	10
6 . 第 19 条	施 行 開 始 日	11
7 . 第 20 条	所 在 地	11

第 1 章 総 則

第 1 条 規 約

本規約は横浜国立大学剣友会（以下「本会」という）の諸活動を規定する。

第 2 条 会 員

本会は横浜国立大学体育会剣道部の卒業生（以下「会員」という）をもって組織する。

第 2 章 目 的

第 3 条 目 的

本会は会員の親睦融和をはかるとともに大学剣道部の奨励発展に貢献することを目的とする。

第 4 条 行 事

本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- 1．総会の開催（年 1 回 6 月第 4 週 土曜日を優先とする）
- 2．合同稽古（総会の開催日と同日）
- 3．記念大会（原則10年毎の記念行事と同日）
- 4．その他本会の目的遂行に必要と認められる行事。

第 3 章 組織・構成

第 5 条 組織および構成

本会は前条の目的を達成するために次の会を意思決定機関として組織する。

1 項 総会

会員を構成員とし、本会の基本方針や重要事項を決定する最高機関である。

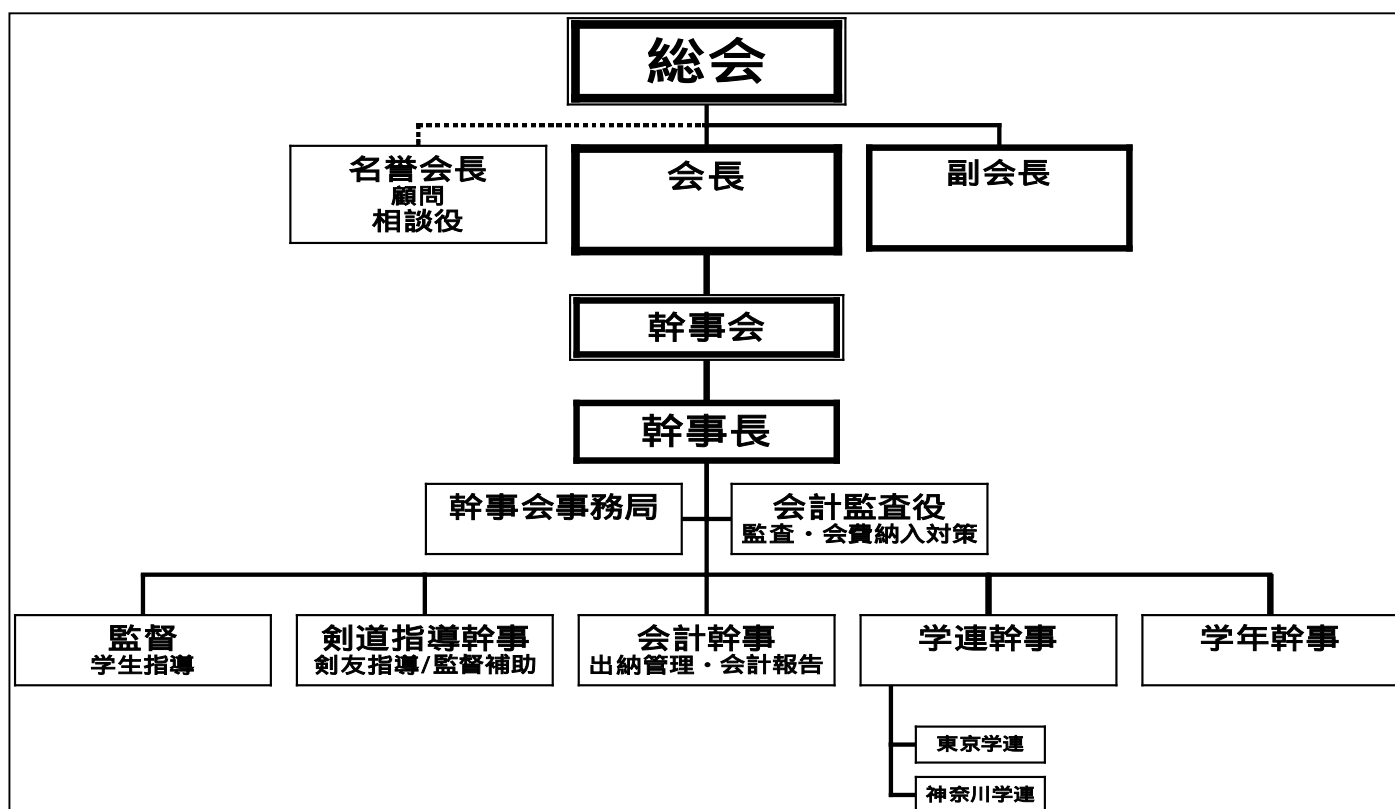
2 項 幹事会

総会により任命・委任された幹事を構成員とする合議体の意思決定機関である。

本会の組織・役員・運営・会計について責任と決定を負う。

3 項 組織図

総会および幹事会以外の組織構成・位置付けは次の図の通りとする。



第 4 章 役員

第 6 条 役員

本会は次の役員より構成される。

1. 会長 1名 幹事会推薦により総会で決定する。
2. 副会長 2名 幹事会推薦により総会で決定する。
3. 幹事長 1名 幹事会において幹事の中から選出し決定する。
4. 名誉会長 若干名 幹事会推薦により総会で決定する。
5. 幹事 若干名 幹事会推薦により総会で決定する。

その他の役員については付則による。

第 7 条 役員 の 任 務

本会の役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、一切の会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長ことある時はその仕事を代行する。
3. 幹事長 幹事会を代表し会務を統括するとともに、会長、幹事と連携を保つ。
また、幹事に対して適切な助言および支援をする。
4. 幹事 幹事会において任命された役割を全うし、関係する諸問題の解決について検討をする。また、会員の代表者として意見を述べ会員との連絡を密にする。

第 8 条 任 期

会長・副会長・幹事長の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし最長を10年とする。

幹事の任期は特に定めない。

なお、役員は任期終了後といえども後任者が選出されるまでその仕事を続けなければならない。

第 5 章 運 営

第 9 条 総 会

1 項 総会の開催

この総会は年 1 回定期開催することとし、幹事会事務局および会計幹事が召集を司る。

- 1．定期総会 六月第四週土曜日
- 2．臨時総会 会長が必要と認めたとき。
幹事長からの要請があり、会長が必要と認めたとき。

2 項 総会の出席者

総会の出席者は、会長・副会長、幹事長・幹事、名誉会長および会員とし、必要に応じて幹事会推薦による招待者を含める事ができる。ただし、招待者に議決権はない。

3 項 審議事項

- 1．会長・副会長・幹事の決定
- 2．予算・会計
- 3．行事
- 4．規約の改定及び廃止

4 項 議決

議決は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第 10 条 幹 事 会

幹事会は、会員を代表する幹事から構成される。運営上の諸事項の審議、本会の方向付け、活性化、他の組織との情報交換等を司る。

1 項 幹事会の招集

この幹事会は次のとき幹事長の命を受け幹事会事務局が招集する。

- 1．年 3 回の定期幹事会（毎年 2 月 5 月 11 月）
- 2．会長からの要請があったとき。
- 3．幹事長が必要と認めたとき。
- 4．幹事からの要請があり、幹事長が必要と認めたとき。

2 項 幹事会の出席者

幹事会の出席者は会長、副会長、幹事長、幹事とし、必要に応じ名誉会長、一般会員もしくは学生を出席させることができる。

3項 審議事項

幹事会は次の各項を審議し決定する。但し、総会決議が必要なものは総会で承認を得た後決定する。

- 1．規約の改定・廃止案（総会への答申案）
- 2．規約付則の改訂・廃止。
- 3．会長からの提案・要請事項。
- 4．幹事長の選任
- 5．総会に関する諸事項。（上記1項以外）
- 6．会計に関する諸事項。（上記1項以外）
- 7．幹事からの提案・要請事項。
- 8．その他本会の重要事項。

4項 議決

この幹事会は出席幹事の3分2以上の賛成をもって決定する。
ただし、一般会員・学生は決議権を持たない。

第 1 1 条 幹 事 会 事 務 局

1項 任務

事務局の任務は次の通りとする。

- 1．本会の事務を処理し、幹事会の補助を司る。特に、幹事会での審議事項を取り纏める。
(2月 総会開催日・議決内容審議 5月 - 総会対策 11月 来年度活動計画)
- 2．総会での補助業務及び幹事会の開催案内。
- 3．幹事会の決議事項の遂行および会員への連絡・周知を行う。

2項 事務局選出時の留意事項

事務局は幹事長推薦により次の点を考慮して決定される。定員・構成人数は定めない。

- 1．事務局は原則として大学稽古参加が可能な幹事を中心とし、主に会計監査役・剣道強化幹事・会計幹事・学連幹事の兼任をもって構成する。

第 6 章 入会および退会

第 1 2 条 手続き

1 項 入会基準

横浜国立大学を卒業する時に体育会剣道部に所属をしていた者とする。

2 項 手続き

- 1 . 1 2 条 1 項の入会基準を満たす場合、卒業時にその意思を確認し同時に本会への入会とみなす。
- 2 . その他 入会を希望する場合は、幹事の推薦にて入会ができる。
この場合、一般会員と区別し、特別剣友と称する。
- 3 . 退会は会員からの申し出を受け幹事会で審議を行った結果決定する。

3 項 その他

本会は以下の項目に該当する会員を幹事会の決議で除名することができる。
幹事会決議による除名が実施された場合、総会においてその報告を行う。

- 1 . 本会の名誉をいちじるしく傷つけた場合。
- 2 . 運営において不正行為を計画的に行った場合。
- 3 . その他本会の目的に反するような行為をした場合。

第 7 章 会計

第 1 3 条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日に至る1年間とする。

第 1 4 条 決算および会計予算

本会の会計予算および決算報告については会計幹事が責任をもって作成をする。

1 項 決算

決算報告については、毎年2月の定期幹事会にて当期決算見込みを提出し3月31日をもって決算を行う。決算報告は速やかに会計監査役の承認を受け、毎年5月の定期幹事会の確認後総会にて最終承認を受ける。

2 項 会計予算

次期会計予算については作成後速やかに会計監査役の承認を受け、毎年2月の定期幹事会にて原案を提出し、幹事会の確認をもって総会にて最終承認を受ける。

第 1 5 条 会 費

本会の行事を円滑に運営するために会員は次の会費を納入する。

なお、納入された会費はいかなる理由があっても返還しない。

1．年会費 付則による

2．総会会費

総会への参加費用として総会案内に記載の金額を納入する。

3．寄付

幹事会決議事項として本会の運営上必要と認められた場合に会員へ納入を依頼する。

また、会員から寄付の申出を受けた場合に拝受することができる。

第 1 6 条 運 営 費

本会は目標達成のために行う活動を円滑に運営する為に、会員から納入された会費を計画的に使用することができる。詳細は付則による。

第 8 章 慶 弔

第 1 7 条 慶 弔

本会は、組織発展のために永年貢献されたことが顕著である人、本会の名誉に関わる他方面で活躍した人等に対して慶弔の意を示すことができる。

詳細は付則による。

第 9 章 表 彰

第 1 8 条 表 彰

本会は、組織発展のために永年貢献されたことが顕著である人、本会の名誉に関わる他方面で活躍した人等を表彰することができる。詳細は付則による。

第 1 0 章 規 約 の 施 行

第 1 9 条 施 行 開 始 日

本規約は平成21年6月27日から即日施行する。

規約を改定した場合、付則にその履歴を記録し同じく即日施行とする。

第 1 1 章 本 会 の 所 在 地

第 2 0 条 所 在 地

本会の所在地は大学の所在地とする。

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1 横浜国立大学剣友会 事務局
尚、口座管理における所在地については会計幹事の所在地と同じとする。

会計幹事の所在地については付則による。

付 則

1 . 第 6 条 役 員

本会は状況に応じて以下の役員を設けることができる。

顧 問 本会発展のために助言・指導を頂ける方。

相談役 幹事任期終了後、引き続き本会発展のために助言・指導を頂ける方。

2 . 第 1 5 条 会 費

1 . 年会費は、3,000 円とする。

2 . 夫婦会員の場合 2,500 円とし、2 名分を 1 単位とする。

3 . 寄付を依頼する場合、幹事会承認により判断し、総会にて報告を行う。

3 . 第 1 6 条 運 営 費

学生活動援助費 100,000 円 (/ 年) 監督補助費 130,000 円 (/ 年)

合宿参加補助費 10,000 円 (/ 人) 東京学連OB大会登録費 46,000 円 (/ 年)

尚、合宿参加費補助については、日帰・1泊参加を5,000円とし、2泊以上を10,000円とする。
また、下記は発生時に計上する。

学生への記念品 (全国大会出場以上の成績) 袴または実費 (交通費)

特別監督補助費 (全国大会以上の大会出場時) 実費 (交通費・宿泊費)

上記以外の運営費計上は幹事会承認により判断し、総会にて報告を行う。

4 . 第 1 7 条 慶 弔

以下の基準により慶弔を行うことができる。下記に該当しない場合には三役 (会長 / 副会長 / 幹事長) の承認をもって実施し、総会にて報告を行う。

1 . 三役経験者 : 祝儀、 : 役員派遣 / 生花 2 基

2 . 幹事経験者 : 祝電、 : 役員派遣 / 生花 1 基もしくは甲電

3 . 会員 (但し、会費納入者) : 祝電、 : 生花 1 基もしくは甲電

特に慶事については事前の申請がなきものは行わない。

5 . 第 1 8 条 表 彰

表彰には以下の賞を適格者に与える。

原則的には、5 年毎の周年行事に合わせて行うものとするが、機を逸しないように幹事会で審議の上決定する。

功労賞 幹事会役員として大学剣道部の発展に多大な貢献があった事が認められること。
もしくは概ね10年にわたり幹事として貢献があったこと。

名誉賞 他方面で活躍されたことが本会の名誉と判断されたこと。

奨励賞 合同稽古・合宿等 行事に積極的に参加し、他の模範となるもの。
七段以上の昇段。

その他 上記以外の場合には幹事会承認により判断し、総会にて報告を行う。

6 . 第 1 9 条 施 行 開 始 日

規約の変更履歴を以下に記録する。

平成21年6月27日 新規制定

平成24年12月16日 付則 3 . 第 1 6 条 運営費のうち、合宿補助費の金額基準を追加
(第 1 0 条 幹事会 に規定される権限により付則変更を幹事会で承認)

7 . 第 2 0 条 所 在 地

会計幹事の所在地は以下とする。

会計幹事 : _____

所在地 : _____